

子ども家庭課

議案第105号

港区児童育成手当条例の一部を改正する条例について

区は、ひとり親家庭等の児童の福祉増進を目的として、港区児童育成手当を支給しています。現在、児童育成手当は年3回4か月毎に支給しています。児童育成手当の支払回数を年3回から年6回（偶数月）に増やすことで、ひとり親家庭等の生活の安定を図ります。

この改正により、児童扶養手当併給者については、奇数月に支給している児童扶養手当と併せて、手当を毎月受給できるようになります。

1 改正理由

ひとり親家庭等の生活の安定を図るため。

2 改正内容

(1) 児童育成手当の支払回数を年3回から年6回に増やします。

現 行 年3回 (2月、6月、10月)

改正後 年6回 (2月、4月、6月、8月、10月、12月)

(2) 所得の判定期間を変更します。

現 行 6月から翌年5月まで

改正後 8月から翌年7月まで

3 今後のスケジュール（予定）

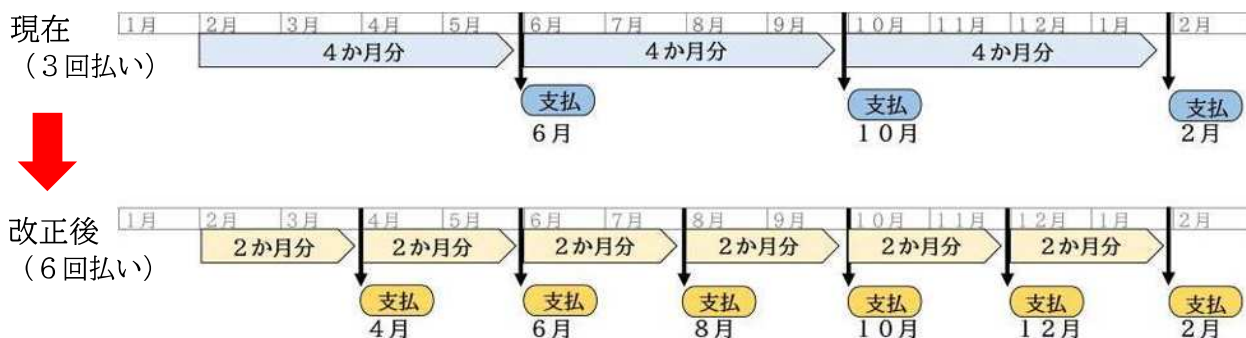
令和3年6月 広報みなど・ホームページ掲載、対象者向けに案内送付（現況届提出依頼に同封）

令和3年12月 隔月支払開始

# 港区児童育成手当改正イメージ

「港区児童育成手当条例」及び「港区児童育成手当条例施行規則」の一部を改正し、2021年10月分の児童育成手当から支払い回数を  
 〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回（偶数月）〉に見直します。

## 1 児童育成手当改正前後の支給イメージ



## 2 今後の支払いスケジュール（2021年4月～2023年3月）

2021年（令和3年）						2022年（令和4年）					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		支払 (現況届)				支払		支払		支払	

2022年						2023年（令和5年）					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払		支払 (現況届)		支払		支払		支払		支払	

※現在、6月の現況届時に確認する前年所得によって、6月分（10月支払分）からの手当受給の可否を審査していますが、令和4年からは、8月分（10月支払分）からの手当受給の可否を審査します。

## 3 児童扶養手当（国制度）・児童育成手当（区の制度）併給者の場合

児童育成手当の支払い回数変更後は、毎月手当を受けとれるようになります。

現在

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払		児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払		児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払

改正後

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払	児童育成 手当支払	児童扶養 手当支払

※児童扶養手当は、奇数月に手当が支給される制度です。